

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所B局（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年8月1日まで

A事業所に昭和39年3月に就職し、平成17年6月まで継続して勤務したにもかかわらず、臨時雇用員として勤務した昭和39年4月から同年5月末までの期間及び試用員として勤務した同年6月から同年7月末までの期間については厚生年金保険に未加入となっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する人事記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかも、就職、研修期間、配属及び正職員登用の時期が申立人と同時であり、その間申立人と同じ業務に就いていた旨を証言している同僚二人の被保険者資格は、いずれも申立期間について継続していることがオンライン記録から確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得時（昭和39年3月）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所に係る清算事業を承継したD事業所は不明と回答しており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年4月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

次に、申立期間のうち、平成15年9月1日から16年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から18年9月10日まで
A社の全ての被保険者期間について、実際に支給された給与と比べ著しく低い標準報酬月額となっているので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間のうち、平成11年4月1日から同年10月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、当初、26万円として記録されていたが、同年8月11日付けで、同年4月1日に遡って18万円に引き下げられていることが確認でき、申立人のほか4人の従業員についても同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

また、申立人が居住していた市が保管する課税台帳から、申立てに係る事業所が申立人に支給した当該期間に係る報酬月額は遡及訂正後のオンライン記録を大幅に上回ることが認められる。

さらに、申立てに係る事業所の滞納処分票から、同事業所が当該期間当時、社会保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、申立人の上司及び同僚は、申立人はBの担当者であり、給与計算、社会保険事務には関与していない旨証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が平成11年8月11日付けで行った遡及訂正処理は、事実在即したものととは考え難い上、合理的な理由はなく、有効な記録訂正であるとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成11年4月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成11年10月1日）による標準報酬月額は18万円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年9月1日から16年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立てに係る事業所の委託先であった税理士法人が保管する源泉徴収簿において推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が報酬月額に見合う標準報酬月額より低額又は同額となっており、かつ、いずれもオンライン記録上の標準報酬月額（16万円）を上回っていることから、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、日本年金機構が保管する平成16年度定時決定に係る届出書からオンライン記録どおりの届出がなされたことが確認できる上、源泉徴収簿において推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所が記録している標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は源泉徴収簿から推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成11年10月1日から15年1月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、申立人は、給与明細書等を所持しておらず、また、事業主及び上記税理士法人は、この期間に係る賃金に関する書類等を保管していない旨を回答しているため、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない。

しかも、平成15年1月1日から同年9月1日までの期間及び16年10月1日から17年3月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、上記税理士法人が保管する源泉徴収簿から推認できる厚生年金保険料控除

額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。

さらに、平成16年1月1日から同年2月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、上記税理士法人が保管する源泉徴収簿から推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録を下回る。

加えて、平成17年3月1日から18年9月10日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、申立人は、給与明細書等を所持しておらず、また、事業主は、賃金台帳等を保管していない上、上記税理士法人が保管する源泉徴収簿からは、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を推認できない。

このほか、平成11年10月1日から15年9月1日までの期間、16年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年10月1日から18年9月10日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主は、A社における申立人に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和57年7月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立期間②について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録をその旨訂正し、当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和57年6月30日から同年7月1日まで

昭和26年9月26日にA社へ入社して以降、57年6月30日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録及びA社の回答から、申立人は申立期間①について、同社B工場に継続して勤務し（昭和50年4月1日にA社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る社会保険事務所の記録（昭和50年2月の標準報酬月額）から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事

業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

2 雇用保険の記録及びA社の回答から、申立期間②について、申立人が同事業所に昭和57年6月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（写）における、申立人の申立期間に係る資格喪失日が昭和57年7月1日（昭和57年6月30日退職）と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、A社における申立人に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和57年7月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所に届け出たとおり、38万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和59年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月30日から同年10月1日まで

A社及び関連会社のC社（現在は、D社）に、昭和57年から平成3年まで継続して勤めたが、昭和59年9月30日から同年10月1日までの期間について厚生年金保険に未加入となっている。

途中に退職したことはなく、上記期間についても厚生年金保険料を控除されていたと思うので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社及びD社の回答並びに申立人の雇用保険被保険者記録から、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和59年10月1日にA社からC社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録（昭和59年8月の標準報酬月額）から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和59年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月4日から28年5月1日まで

A社(現在は、B社)に昭和24年3月1日から35年7月1日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。所持する厚生年金保険被保険者証にも、はじめて資格を取得した日が27年8月2日と記載されており、少なくとも同日以降は厚生年金保険の被保険者期間であったはずで、未加入期間となっているのは納得できないので年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する厚生年金保険被保険者証(昭和35年11月22日に再交付されたもの)には被保険者台帳の記号番号が「*」、「はじめて資格を取得した日」が昭和27年8月2日と記載されているところ、厚生年金保険手帳記号番号払出簿から、当該番号は24年2月頃別人に払い出されていることが確認でき、事務処理に誤りがみられる。

しかしながら、B社は、当時の資料が無く申立人の申立期間における勤務実態は不明である旨回答している。

また、申立人は、申立期間の前後の期間について、A社C支店における厚生年金保険被保険者記録が確認できるが、申立期間に被保険者記録のある同支店の元従業員14人に照会したところ、回答のあった12人はいずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態(勤務期間、勤務内容等)についての証言を得ることができない。

さらに、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、厚生年金保険被保険者証に記載される「はじめて資格を取得した日」(昭和27年8月2日)を含む昭和27年8月1日から同年9月1日までの期間について、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人は既に死亡しており、申立期間の勤務状況を聴取すること

ができない上、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 28 日から 54 年 5 月まで
昭和 44 年 12 月 1 日から 54 年 5 月まではA社に勤務し、その期間は事業主から厚生年金保険料を控除されていたはずなのに申立期間が未加入となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は昭和 49 年 8 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、オンライン記録によると、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者記録がある同僚 8 人はいずれも申立人と同じ 49 年 5 月 28 日に被保険者資格を喪失しており、代表取締役のみが全喪日（昭和 49 年 8 月 18 日）に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、上記同僚のうち、残務整理を行った後に昭和 49 年 9 月 16 日から別会社に勤務したとする同僚は、「申立人は自分より早く辞めた。」と証言している。

さらに、申立人は、「申立てに係る事業所が倒産した後は勤務していない。」と供述しているところ、同僚等の証言及び商業登記簿から、同事業所の代表取締役は昭和 49 年 11 月 15 日に同事業所と同一の住所にB社を設立して取締役に就任していることが確認でき、申立てに係る事業所は同月頃には倒産していたことがうかがえる。

加えて、申立てに係る事業所は既に解散して関係資料は保管されていない上、当時の事業主及び役員は死亡し、申立人も給与明細書等の資料を所持していないため、申立期間に係る同事業所における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。